

広島県告示第五百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	川町地内	広島県広島市安佐北区狩留冢町、同市安佐北区小河原町及び同市安佐北区上深				
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項
上西一〇二二（一一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上西一〇二二（一一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
佛堂二九六（四三二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佛堂二九六（四三二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
上西九三七（五九四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上西九三七（五九四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
湯坂四九〇七（六〇〇二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	湯坂四九〇七（六〇〇二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
友光沖側六二一（七六一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	友光沖側六二一（七六一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
小河原町麻下 A（二三二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小河原町麻下 A（二三二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。